市民講座

アジアから見た日本の改憲問題

- 師 永山茂樹 氏 (東海大学法学部教授)
- 対談者 清末愛砂 氏 (室蘭工業大学大学院准教授)

東海大学の永山茂樹と申します。本日は「アジ

どんなことがいえるかを、順にかんがえてみます ます。2では、朝鮮半島と西アジアからみた場合 ぜ大切なのか。その理由をお話ししようとおもい アジアを中心とした他国の視点で考えることがな だきました。 アから見た日本の改憲問題」というテーマをいた そこで1では、 日本国憲法とその改正問題を

なぜアジアから憲法と改憲をみるのか

(1)

自民党の改憲草案とアジア

同党の改憲にたいする基本的な考え方がうかがえ う扱われているでしょうか。 案」(以下、改憲草案)をつくりました。このなかに、 自民党は二〇一二年四月、 それを見ていきましょう。 ではアジアを中心とした他国 現行憲法とくらべな 「日本国憲法改正草 (民) は、ど

アジアから見た日本の改憲問 顋

戦争の加害と被害をどうかんがえているか

争の加害と被害の見方におおきなひらきがありま 発展し…」とします。二つの文書のあいだで、 先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて 憲草案はこれを削り、そのかわりに「我が国は、 が起ることのないやうに」と書かれています。 法前文には「政府の行為によって再び戦争の惨禍 まず戦争の加害と被害のとらえ方です。

のことは抜けています。 た戦争の荒廃だけを取りあげ、 えて発展し」となっています。 います。しかし改憲草案では「我が国は…乗り越 て二〇万人以上の朝鮮人や台湾人が命をおとして 死者がでました。また植民地人としても、あわせ 中国人、ベトナム人、フィリピン人など多くの戦 きます。第二次大戦では、アメリカ人だけでなく、 を日本(人)に限定しません。これは当然のこと 1 戦争の惨禍は、 現行憲法にある 国籍と無関係にふりかかって 「戦争の惨禍」 他国 日本 (人) は、 が被 の被害

と非人為的な 日本の加害責任を相対化します。また現行憲 改憲草案は、 「幾多の大災害」 人為的な 「先の大戦による荒 を並べること

講演

永

Ш

茂

樹



の決意も、改憲草案ではぼやかされています。法にある「戦争を再び起こさない」という日本国

③ 現行憲法が「政府の行為(としての)戦争」であってしょう。改憲草案はそこをあえて問おうするのでしょう。改憲草案はそこをあえて問おうするのでしょう。改憲草案はそこをあえて問おうとしないのです。

き、戦争はまるでセピア色の思い出のように語ら質的に豊かな社会をつくり上げたことに重点を置大災害を乗り越えて発展し…」という表現は、物大災害を乗り越えて発展し…」という表現は、物

いでしょう。
れるのです。でも戦争とは、そういうものではな

日本が戦争を起こしたこと。それが他国(民)に筆舌に尽くしがたい惨禍をもたらしたこと。そのた人たちには、こういうこと。改憲草案をつくった人たちには、こういうこと。改憲草案をつくった人たちには、こういうことの認識が欠けているとおもいます。

国際協調主義をどうかんがえているか

味の国際協調主義からの後退です。 場にあり、 明記します。しかし改憲草案はこれを完全に削除 ことを必要とする」)に手を付けていません。だ び確立された国際法規は、これを誠実に遵守する 行憲法の九八条二項(「日本国が締結した条約及 します。 主義の点で後退していることは否めないのです。 からといって安心はできません。全体に国際協調 ことのみに専念して他国を無視してはならない」 一他国と対等関係」 改憲草案は、 現行憲法前文は「いづれの国家も、 「国際社会において主権国家は対等な立 相互に尊重しあう」という、 「国際法規の尊重」を規定する現 と、 主権国家の対等な関係を 形式的意 自国の

義です(軍事同盟をむすんだり多国籍軍に参加して、非軍事的であることを基本にした国際協調主義な「協調」でもよいという無原則の国際協調主義と、どのよう② 現行憲法前文の国際協調主義は、どのよう

味するといってよいでしょう。
はび九条の平和主義を崩そうとしています。ですよび九条の平和主義を崩そうとしています。ですまったく別物です)。しかし改憲草案は、前文おまったく別物です)。

年八月二四日)をあげておきます。彼はこう述べ年八月二四日)をあげておきます。彼はこう述べ男連して、安倍首相の戦後七○年の談話(一五

A「我が国は、先の大戦における行いについて、 繰り返し、痛切な反省と心からのお詫びの気 歴代内閣の立場は、今後も、揺るぎないもの であります。」

せん。」 日本孫、そしてその先の世代の子どもたちい。 日本孫、そしてその先の世代の子どもたちのあの戦争には何ら関わりのない、私たちの

を決している。 を表現が同居するのでしょう。「謝罪の気持ちを言いたくないが、言わないわけにはいかなかった」という首相の内心の葛藤がすけてみえます。 という首相の内心の葛藤がすけてみえます。 という首相の内心の葛藤がすけてみえます。 という首相の内心の葛藤がすけてみえます。

ウ 人権の普遍的保障をどうかんがえているか

明行憲法前文は「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利」(平和的生存権)を明記します。注目したいのは「全世界の国民」(all peoples of the world)の部分です。ここで憲法は「人権は国境・国籍を越えない」という近代国家における人権観念から、「人権は国境・国籍を越える」という現代国際社会の権は国境・国籍を越える」という現代国際社会の権は国境・国籍を越える」という現代国際社会の権利。

平和的生存権は、他の人権にとって基底的権利で、個別の人権条項を解釈する際に基準となる、という理解が有力です。この理解を参考にすると、という理解が有力です。この理解を参考にすると、という理解が有力です。

除します。 しかし改憲草案は、前文から平和的生存権を削

てとれます。
にとれます。
にようとしています。この問題は2でふたたびふれるつもりです。いずれの点でも、人権保障を国れるつもりです。いずれの点でも、人権保障を国れるつもりです。いずれの点でも、人権保障を国

いう形骸化は、明文改憲という手法だけでなく、形骸化しようとすることがわかるでしょう。こう際協調主義」「人権の普遍的保障」という主題を改憲草案が、日本国憲法の「戦争への反省」「国

ですが、

日本占領の最高決定権は、

ここでは後者のことをのべます。

忘れられがち

極東委員会に

ありました。それは、アメリカにくわえ、イギリス

れます。
法律や行政などの手法でも、同時進行ですすめら

② 改憲問題を「アジアから見る」べき四つの

改憲草案や安倍首相の談話では、アジアを中心とした他国(民)の視点が欠けています。しかしとした他国(民)の視点が欠けています。しかしとした他国(民)の視点が欠けています。しかし

いって日本国憲法には国際法としての側面がある

ア

面があります。 日本国憲法には多国間でむすばれた国際法的側

した。 連合国・占領軍と日本政府の交渉と合意がありま ませんでした。また日本国憲法の制定過程では、 その履行には、大日本帝国憲法の改正が避けられ 国主義の一掃、 だったのです。 ら日本国憲法へ 主義的傾向の復活など) ポツダム宣言は、 いずれの点においても、 諸自由と基本的人権の尊重、 0) 変革は、 国家と社会の全面的改革 を、日本に要求しました。 国際的な合意の結果 大日本帝国憲法か 民主 軍

> 最高政策決定機関です。 れは、連合国が日本の占領管理を目的に設置したストラリアなど計一一カ国で構成されました。そソ連、中国 (中華民国)、フィリピン (独立前)、オー

たがったものとなりました。 論の進め方は、 のです。つまり帝国議会における憲法改正案の議 法的持続性」「国民の自由意思の表明」をあげた 法制定に関する談話を発表しました。そこで彼は の自由意思の表明」が必要だというものでした。 な時間と機会」「明治憲法との法的持続性」 を発表しました。 は新憲法をつくるにあたっての要件に関する声 法改正案の審議が始まる直前です)、 「審議のための充分な時間と機会」 翌月二一日、 一九四六年五月一三日 基本的に、 GHQマッカーサーは、 具体的には「審議のための充分 (これは帝国議会での憲 極東委員会の声明にし 「明治憲法との 極東委員会 日本国憲 「国民

法論」 国民)、 法は、 ものだ、だからだめだという議論) 合意だったのです。 すすめられたということがわかります。日本国憲 委員会がもとめた手順で、帝国議会の自由意思で GHQとの合意でまとめられた案を土台に、 化・歪曲したものであることがわかるでしょう。 つまり帝国議会の憲法改正審議は、 そしてこのことから、 当時の複雑な環境下で、日本 (憲法は、 G H Q GHQが日本政府に押し付けた 極東委員会によって形成された だからいわゆる 日本国憲法が形式的には が、 (政府、 「押しつけ憲 日本政 歴史を単 議会、 極東 府と

開したからです。 本軍国主義の復活がおさえられているということ とのあいだでも意味をもちます。 国である連合国 視して、それを改廃することはできません。当事 とすると、その制定にかかわった国々の意思を無 られた国際法的性格をあわせもつといえるのです。 国内法でありながら、 を前提にして、戦後アジアの国際秩序は成立・展 さらにこれは、狭い意味での締結国以外の国 同意をもとめるプロセスが必要になります。 (民) にたいする説明責任をはた 実質的には、 九条によって日 多国間でつく 良

さないという政治的効果があるでしょう。国際法的な側面をもつ日本国憲法には、それを許と他国(民)の信頼は裏切られることになります。と他国(民)の信頼は裏切られることになります。

含まれるという、入れ子の構造になっています。に、この「国際法規」の中には日本国憲法自体もとを必要とする」とうたいます。上で述べたよう確立された国際法規は、これを誠実に遵守するこ確立された国際法規は、日本国が締結した条約及び

る性質があるから 日本国憲法にはネイション (国民) を越え

さい、すべての国籍保有者が憲法の制定や運用にの参加と同意という「神話」に依拠しました。じっ一九世紀につくられた近代憲法の多くは、国民

の背景があります。 それを越えようとしています。そこにはいくつか民)の憲法という近代的性質を残しつつ、他方で民)の憲法という近代的性質を残しつつ、他方で

① 国家主権の相対化が、二〇世紀に強まりました。大西洋憲章(四一年)が「一切ノ國ノ一切ノ人類カ恐怖及欠乏ヨリ解放セラレ其ノ生ヲ全ウスルヲ得ルコトヲ確實ナラシムへキ平和カ確立セスルヲ得ルコト」を、またフランス第四共和制憲法(四六年)が植民地主義の否定を掲げたことは、そのあらわれです。日本国憲法もそれと無縁ではありあらわれです。日本国憲法もそれと無縁ではありあらわれです。日本国憲法もそれと無縁ではありました。

達しました。
② 国際社会では同じころ、人権は国内問題から国際問題に移行しはじめました。1(1)ウで指摘ら国際問題に移行しはじめました。1(1)ウで指摘とたことですが、「全世界の国民」の平和的生存権をうたう日本国憲法前文は、あきらかにネイションの枠を越えています。他国民の人権を保障することは容易ではないとしても、理念はそこまで到ことは容易ではないとしても、理念はそこまで到る。

値にもとづいていました。その帰結が「自国のこ普遍性のかけらもない、きわめてナショナルな価帝国憲法は「万世一系ノ天皇」(一条)という、3 全体主義という経験がありました。大日本

ンボル群から距離をおこうとしました。が臣民を統合するために利用したナショナルなシが臣民を統合するために利用したナショナルなシとのみに専念して他国を無視し」た植民地支配ととのみに専念して他国を無視し」

有しないこと、さらに内閣 対照的です。ですが、 置くことによって、 会(皇室財産における財政議会主義) 存続させながら、しかし「国政に関する権能」を 大日本帝国憲法下で「統治権ヲ総攬」 分離条項によっていましめられています。さらに 項がないことは自然のことなのです。 の候補がなかったことからすれば、 配や侵略戦争と決別するにふさわしい国旗・国 イタリア、中国などの憲法が国旗条項をもつのと ん。これは、同時期につくられたフランス、ドイツ、 まず日本国憲法には国旗・国歌条項がありませ (神道) というシンボルの使用も、 形式的な存在としました。 わたしたちには、 (助言・承認権) や国 国旗・国 した天皇を の統制下に 厳格な政 国家は、 植民地支 歌条 歌

いでは成りたちません。それには、 民の公正と信義に信頼して、 永遠に除去しようと努めてゐる国際社会におい 和を維持 まり平和という憲法的プロジェクトには、他国 る諸国民 つ日本国憲法の平和主義は、 を保持しよう」(憲法前文)という「決意」をも 積極的参加が欠かせないといえます。これは 平和主義です。とくに「平和を愛する諸 が存在しなければならないのです。 専制と隷従、 圧迫と偏狭を地上 日本国 われらの安全と生存 「平和を愛す (民) の片思

名誉ある地位を占めたいと思ふ」という箇所にも

法と改憲についてかんがえることが大切でしょう。 をかえていくことは憲法上の義務があるのです。 といいます(『日本国憲法改正草案 Q をかえていくことは憲法上の義務があるのです。 をかえていくことは憲法上の義務があるのです。

をもつから 日本の平和/軍事はアジアにおおきな影響

九条は、日本の軍事大国化にたいする歯止めでしょう。

「防衛白書 令和元年版」には、「米軍のプレゼン半和の維持につながる、という議論があります。 これにたいして日米軍事同盟はアジアにおける

のないことを指摘すればよいのです。

ただ日本国

なりません。

九条改憲に反対するなら、

改憲を主張するなら、

立法事実を証明しなければ

紛争の抑止になるという評価です。 粉争の抑止になるという評価です。 おいる」と書かれています。日本に米軍が駐留し、アジアで軍事力を発揮する可能性があることは、 のは、地域における様々な安全保障上の課題や不 とで、いわば「公共財」としての役割を果たして とで、いわば「公共財」としての役割を果たして とで、いわば「公共財」としての役割を果たして とで、いる」と書かれています。日本に米軍が駐留し、 アジアで軍事力を発揮する可能性があることは、

由の一つです。 ・ おっぱいです。 ・ おっぱいで、認識を共有しています。これもまた、アジアで、認識を共有しています。これもまた、アジアで、認識を共有しています。これもまた、アジアの視点から憲法と改憲を考えなければならない理が、といし憲法九条や日の一つです。

ごとが必要だから 改憲には広い視野をもって事実を評価する

I

あたらしく法をつくったり、既存の法を変えたりするとき―とくに公権力を強める方向のとき―には、必要性を証明する事実が存在しないなら、法をつくったり変えたりできない(この事実を立法をつくったり変えたりできない(この事実を立法を変えて、国家権力を強めるばあい、より強憲法を変えて、国家権力を強めるばあい、より強力を改憲にもこの要件があてはまります。九条改憲にもこの要件があてはまります。九条改憲にもこの要件があてはまります。九条

討することがもとめられます。
て、よりひろい視野にたって立法事実の有無を検
影響も大きいことから、通常の立法事実とくらべ

しょうか。 では、アジアに九条改憲の立法事実はあるので

朝鮮半島は朝鮮戦争の終結にむけて着実に歩んでいます。北朝鮮の核・ミサイル問題は九条改憲を現定、それが軍事的衝突にまでエスカレートすを現在、それが軍事的衝突にまでエスカレートする現実的なおそれはあるのでしょうか。九条改憲の現実的なおそれはあるのでしょうか。九条改憲がは、こういうことを考慮したうえで組み立てられなければなりません。

また既存の法を変えるときには、法を変えることで得られる利益と、変えることで失われる利益とをくらべて(この作業を比較衡量といいます)、正当性があるといえます。そして客観性をもつ事正当性があるといえます。そして客観性をもつ事まだけを、比較衡量の天秤にかけることができるのです。

況をかえって悪化させるおそれはないでしょうか。ないます。しかし現行憲法の下で、問題を解決すあります。そこで九条を変えて、日本も攻撃型数あります。そこで九条を変えて、日本も攻撃型があります。そこで九条を変えて、日本も攻撃型があります。そこで九条を変えて、日本も攻撃型があります。そこで九条を変えて、日本も攻撃型があります。

詳細はそこをご覧ください。 は研究者と市民のネットワーク・憲法ネット10分変えるか―国家改造、社会改造、そして軍事的分変えるか―国家改造、社会改造、そして軍事的が変えるか―国家改造、社会改造、そして軍事的がある。 は、2でのべることにかかわってきま

2. 朝鮮半島の視点から

鮮半島の視点からかんがえてみたいとおもいます。見る必要についてお話してきました。つぎに、朝ここまで、日本の憲法・改憲問題をアジアから

① 二〇一八年以降の朝鮮半島の状況

合いをもったのです。
一八年四月二七日、南北朝鮮の両首脳が話した。 会談をおこない、「板門店宣言」を出しました。 会談をおこない、「板門店宣言」を出しました。

て、次の段階に進むだろう。機が熟したと思う」でも大局的状況は和解の方向に進んでいます。韓四の文在寅大統領も六月の書面インタビューで、国の文在寅大統領も六月の書面インタビューで、国の文在寅大統領も六月の書面インタビューで、中で、大局的状況は和解の方向に進んでいます。韓の文在寅大統領も六月の書面インタビューで、大の段階に進むだろう。機が熟したと思う」

と答えています。

自律的な外交をおこなうことができないからです。自律的な外交をおこなうことができないからです。またした一つの原因は、日本の植民地支配です。また日本は憲法九条にもとづく平和的外交を実践し、日本は憲法九条にもとづく平和的外交を実践し、日本は憲法九条にもとづく平和的外交を実践し、日本は憲法九条にもとづく平和的外交を実践し、日本の外交と軍事がアメリカの統制のもとにあり、本の外交と軍事がアメリカの統制のもとにあり、ところが朝鮮半島情勢の変化に、日本は主体的ところが朝鮮半島情勢の変化に、日本は主体的ところが朝鮮半島情勢の変化に、日本は主体的ところが朝鮮半島情勢の変化に、日本は主体的ところが朝鮮半島情勢の変化に、日本は主体的

② 日本の改憲問題を朝鮮半島から見る

指摘できます。

指摘できます。

なは朝鮮半島から、日本の改憲問題をどうかんでは朝鮮半島から、日本の改憲問題をどうかんのことを指摘しました。このような性質を踏まえれば、以下のことがにあるべきでしょうか。 おたしはさきほど、日本の改憲問題をどうかん

植民地支配の清算は道半ば

ア

してきたのです。しかしこれは植民地主義の清算することで、併合の正当化と免責をみちびこうと無効」論ではなく、ポツダム宣言の受諾によって無効」論ではなく、ポツダム宣言の受諾によって無効」論ではなく、ポツ

たく手つかずの状態です。ろん北朝鮮との関係においても、この問題はまっという点では、きわめて不十分な姿勢です。もち

そのポツダム宣言八条は、日本の領土を本州、北海道、四国、九州とその周辺の小さな島々に限定しますが、そのカイロ宣言は、「朝鮮ノ人民ノ奴定しますが、そのカイロ宣言は、「朝鮮ノ人民ノ奴定します。またポツダム宣言はカイロ宣言を継承定します。またポツダム宣言は、「朝鮮ノ人民ノ奴たのポツダム宣言八条は、日本の領土を本州、

日本政府はポツダム宣言を四五年八月に受諾しました。また日本国憲法前文が植民地支配を(時間を区切らずに)否定したことは、1でのべました。これらの規範は、いずれも日本を拘束します。そうすると、日本政府は「列強も植民地支配をしていた」などと強弁し、朝鮮にたいする植民地支配をなかったことにしたり、正当化したりすることはできません。また植民地支配下の元慰安婦やこ徴用工にたいする人権侵害をみとめ、それにたいして補償する義務が生じます。

ばならないことです。 教済は、日本国籍の有無にかかわらず、しなけれ 教済は、日本国籍の有無にかかわらず、しなけれ また「人権は国境と国籍を越える」という現代

せず」と認めています (五○年)。 日本政府は (た争で受けた被害について) 個人賠償請求権は消滅いのなかで、「サンフランシスコ講和条約で (戦日本政府は、広島の原爆被害者たちとの話し合

原則は韓国人にも適用されるはずです。 請求権は消滅しないことをみとめています。その とえ国家間の合意があったとしても)個人の賠償

典型的なブラック企業のやることでもあります。ず)に違反することですが、いまのことばでいえば、れは奴隷禁止条約(二六年。ただし日本は批准せれは奴隷禁止条約(二六年。ただし日本は批准せい。これは奴隷禁止条約

日本政府はブラック企業の肩を持ってよいのでしょうか。それともブラック企業に搾取された労働者の肩をもつべきでしょうか。わたしは、人間らしい労働の権利を保障する日本国憲法(二七条)の下で、日本政府は、ブラック企業によって搾取された労働者のために必要な措置を講ずるべきだされた労働者のために必要な措置を講するべきだとおもいます。ましてやブラック企業に廃取された労働者のために必要な措置を請ってよいのでころがじっさいには、連帯すべき両国民衆までが

1 旧植民地出身者にたいする人権侵害

植民地出身者は選挙権を奪われました。彼らを厄起、政治的・社会的に内地人と異なる扱いをうけましたが、帝国臣民ではあったわけです。しかしましたが、帝国臣民ではあったわけです。しかしってされ、日本ではじめて女性に選挙権が与えら過程ではどうか。四五年末、衆議院議員選挙法が過程ではどうか。四五年末、衆議院議員選挙法があましたが、同時におこなわれた法律改正で、相民地出身の人々第二次世界大戦が終わるまで、植民地出身の人々

介払いしようとしたのです。

国会議員選挙こついて、見亍憲去こよ「戎둦皆条項があります。 改憲草案には、この点に関係して気になる改正

また地方自治体の長や議員の選挙について、現通選挙」とあります。
国会議員選挙について、現行憲法には「成年者による普通選挙」とありますが、

る」とあります。 住民であって日本国籍を有する者が直接選挙す三条二項)と書かれていますが、改憲草案では「… 行憲法には「…住民が、直接これを選挙する」(九

自民党がこのような改憲を志向する背景には、九五年の最高裁判決があるのでしょう。同判決は、九五年の最高裁判決があるのでしょう。同判決は、地方選挙では在日朝鮮人などの特別永住者には選地方選挙では在日朝鮮人などの特別永住者には選地意条項には、この判決を否定し、外国人の選挙権を先回りして否定する意図が読み取れます。改権を先回りして否定する意図が読み取れます。と記述を表現では、四五年の法律改正で旧植民地出身者を高草案は、四五年の法律改正で旧植民地出身者を高草案は、四五年の法律改正で旧植民地出身者を高草案は、四五年の法律改正で旧様といる。

です。 です。 大権侵害は、明文改憲ではない手法でもおきて です。外国人の選挙権を実現する公選法の不改 正(不作為)、朝鮮学校に対する差別的な財政措 正(不作為)、朝鮮学校に対する差別的な財政措 正(不作為)、朝鮮学校に対する差別的な財政措 です。

かし、

日本国憲法はネイションの枠を越える

です。また植民地支配がもたらした惨禍について、 責任を負います。ですから、旧植民地出身者を一 方的にコミュニティから排除した四五年の選挙関 係・戸籍法の改正も、改憲草案に見える外国人参 政権の否定も、そして彼らに対する選挙権を保障 する法改正を怠る行為、いずれもおかしいとおも います。こうした閉鎖的な人権・民主主義を克服 います。こうした閉鎖的な人権・民主主義を克服 います。こうした閉鎖的な人権・民主主義を克服 にいます。こうした閉鎖的な人権・民主主義を克服 にいます。こうした閉鎖的な人権・民主主義を方服 にいます。こうした関係に対する過差を行為。 にいます。こうした関係といます。 にいます。こうした関係といます。 にいます。こうした閉鎖的な人権・民主主義を方服 にいます。こうした関係といます。 にいまする。 にいまる。 にいまなる。 にいまなる。 にいまなる。 にいまなる。 にいまなる。 にいまなる。 になるる。 になる。

日本の軍事化と日韓関係

ゥ

課題だといえるでしょう。

一五年九月、安保法制が強行採決によって成立しました。これは「重要影響事態における米軍のしました。これは「重要影響事態における米軍のに駐留する米軍と他国が戦闘状態にはいったとき、日本政府はそれを日本にも重大な影響を及ぼすものとみなし、自衛隊を朝鮮半島に派遣して、米軍を支援したり、いっしょになって戦争をしたりすることが可能になります。

は、 は、 は、 は、 は、 は、 が十分に済んでいない日本の軍隊(自衛隊)が再 が十分に済んでいない日本の軍隊(自衛隊)が再 を が再 を でしょう。 日米韓の軍事同盟を支 とって受け が手 の の の の にとって受け を で の の にとって受け の の にとって受け の の の にとって受け の の の にとって受け の の の にとって受け の の の の にとって の に の の に の の に の の に の の に の の に の の に の の に の の に に の に の に の に の に に の に の に の に の に の に 。 に

これに関係して、一九年七月の韓国聯合ニュースの記事を紹介します。韓国には朝鮮戦争の際に裁立された「国連軍」がいまも存続しています。設立された「国連軍」がいまも存続しています。というのです。

島の人々にとっては重大な問題となるのです。このように、とくに九条改憲の問題は、朝鮮半

改憲の立法事実の不在を示す エ 朝鮮半島の変化は九条改憲・緊急事態条項

目で衆議院を解散しました(九月二八日)。 は全国瞬時警報システム(Jアラート)を発動 しました。全国の小学校などで身を隠す一斉訓練 しました。全国の小学校などで身を隠す一斉訓練 しました。全国の小学校などで身を隠す一斉訓練 しました。全国の小学校などで身を隠す一斉訓練 でて「国難」とよび、それを乗り越えるという名

すすめようとしたのです。

さい四項目改憲があげられました。国政選挙における自民党公約で、四項目改憲の提示は、これがはじめてです。つまり安倍首相は、北朝鮮のミサイル・核問題をてこに、九条を中心にした改憲を イル・核問題をでこに、九条を中心にした改憲を このときの衆院選挙公約で、自衛隊の明記をふ

事態なのに国難と言ったり言わなかったりするとい」とし、「国難」とは言いませんでした。同じは「我が国の安全保障に影響を与える事態ではなしかし一九年のミサイル発射のとき、安倍首相

というものです。 を保護するため、 定めるところにより、 認める特別の事情があるときは、 り、 ジ」のうちに、 は、 理由がなかったことになります。そしてこのこと 国難なら、 ころに、 れは「大地震その他の異常かつ大規模な災害によ 憲の立法事実が存在しないことをしめすのです。 いなら、 なお自民党が一八年に発表した「改憲条文イメー 北朝鮮ミサイル問題との関連において九条改 国会による法律の制定を待ついとまがないと 判断の恣意性がみてとれます。 一七年も国難ではありえず、衆院解散 一九年も国難です。 「緊急事態条項」があります。こ 政令を制定することができる」 国民の生命、 一九年が国難でな 内閣は、 身体及び財産 一七年 法律で が

とても恣意的なものとなってしまうのです。 です。上記条項によれば判断権は内閣に帰属する です。上記条項によれば判断権は内閣に帰属する です。上記条項によれば判断権は内閣に帰属する のですが、先ほどの事例からいうと、その判断は 緊急事態条項改憲の危険性を多くの弁護士や研

3. 西アジアの視点から

ます。
次にペルシア湾・ホルムズ海峡をふくむ西アジ

(1) ペルシア湾周辺の現状

が してもよいという動きが見られます。 おこなうペルシア湾の安全維持活動であれば実施 参加するのではなく、 他方ヨーロッパでは、 連合への参加に賛意を示しているにすぎません。 ました。しかし現在までのところ、 周辺への軍事的プレゼンスを増強しています。 しました。これを機に、 月には、イランがイギリス船籍のタンカーを拿捕 ムズ海峡における安全な運航の確保を目的とした 「有志連合」への参加に関する説明会をおこな :ホルムズ海峡を航行中に攻撃を受けました。 アメリカは、 一九年六月、 日本を含む同盟国を招待し、 日本の海運会社 ヨーロッパ アメリカ主導の有志連合に アメリカ軍はペルシア湾 が関わるタンカ 諸国が協力して 数カ国が有志 ホ 鄍 ル

アメリカに強くはたらきかけるべきでしょう。 そもそもこの緊張の高まりは、どこに端を発し しょう。だとすれば、まず核合意に復帰するよう、 五月にアメリカが一方的に離脱し、イランと米 ランの核兵器開発を制限するために、イランと米 ランの核兵器開発を制限するために、イランと米 しょう。だとすれば、まず核合意に復帰するよう、 しょう。だとすれば、まず核合意に復帰するよう、 しょう。だとすれば、まず核合意に復帰するよう、 と、 ではないで しょう。だとすれば、まず核合意に復帰するよう、 しょう。だとすれば、まず核合意に復帰するよう。

② 日本の改憲問題を西アジアからみる

ア 自衛隊の西アジア派遣は日常化している

地がおかれています。

部に自衛官二名が派遣されています。動等を行うMFO(多国籍部隊・監視団)の司令サイ半島でエジプト・イスラエル間の停戦監視活加できるようになりました。一九年二月以降、シ加できるようになりました。一九年二月以降、シ

域に集中していることもわかります。あります。また派遣先が西アジアや東アフリカ地のように、自衛隊の海外派遣は日常化しつつ

イ 自衛隊派遣と九条改憲の関係

説 きるという説 撃があったときにのみ自衛権を行使することがで は、 は 全非武装説) 含めていっさいの実力行使を禁じたとする説 「本院は、 からしても、 違憲の疑いがあります。 かし自衛隊をこれらの地域に派遣することに からしても、 自衛隊の創設に際し、 (専守防衛のための自衛権行使合憲 です。 自衛隊創設当時、 また日本にたいする攻 憲法九条が自衛権を 現行憲法の条 参議院 (完

> 違憲性が消えたことにはなりません。 遠憲性が消えたことにはなりません。 では、力が国民の熾烈なる平和愛好精神に照し、 では、力が国民の熾烈なる平和愛好精神に照し、

ではどういう法をつかってペルシア湾周辺地域ではどういう法をつかってペルシア湾周辺地域の法律(自衛隊法、防衛省設置法、平和安全協力の法律(自衛隊法、防衛省設置法、平和安全協力れます。しかしじっさいには現行法制の下では、自衛隊の有志連合への参加は法律上難しいとおも自衛隊の有志連合への参加は法律上難しいとおもわれます。

す。

明はしにくい。

明はしにくい。

またあたらしく特別措置法などの法律をつくるまたあたらしく特別措置法などの法律をつくるまたあたらしく特別措置法などの法律をつくるまたあたらしく特別措置法などの法律をつくる

脅かすとはいえない状況で集団的自衛権を行使す 他国 を派遣すること、 ①戦闘地域あるいは戦闘が起きうる地域へ自衛隊 活動は抑制的とならざるをえません。たとえば、 籍軍に自衛隊が参加すること、 などの参加要件を満たさない状況でPKOや多国 国・団体が、 ア湾周辺への自衛隊派遣がかりにあったとしても したがって現行憲法および法律の下で、 「からの攻撃があったが、 自衛隊の参加をみとめていること」 2 「停戦合意があること」 それが日本の存立を ③米軍にたいする ペルシ 「当事

> 味は、 衆の意識と力によって決まってくるものだからで 規定が並存するだけです。 自動的に無効となるわけではありません。 うかわるでしょうか。そのばあい、 記する規定が書き加えられたとしたら、状況はど 項・二項はそのまま、 ること、これらはいずれも不可能でしょう。 では九条改憲が実現し、 文言だけでなく、 あらたに自衛隊の存在を明 それを支えようとする民 それにそもそも法の意 たとえば現行の九 既存の条項 新旧

しれません。 とはいっても条文が変更されること(明文改憲)とは、民衆の法意識におおきく作用する可能性があは、民衆の法意識におおきく作用する可能性があ

他の点もかんがえてみましょう。 自衛隊派遣と憲法・改憲の問題について、その

① アメリカがイランの主権をおびやかし、イラン民衆の「恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利」をあきらかにおびやかします。日本政府がそれを黙認するなら、それもまた平和的生存権の消極的侵害にあたるとおもいます。

かつて、

~

また両国間の軍事的緊張を高めます。

(八八年)。偶発的な事件もふくめて二切の活動を控え(八八年)。偶発的な事件もふくめてこのようなこを再びおこさないためにも、米軍はこの地域から撤退するべきではないでしょうか。また自衛隊ら撤退するべきではないでしょうか。また自衛隊は、このような米軍の活動にたいする「後方支援」は、このような米軍の活動にたいする「後方支援」は、このような米軍の活動にたいする「後方支援」なべきです。

権などの人権を侵害するおそれがあります。 (③) ジブチには、海賊対処を目的として、自衛隊の法的際が基地をもって常駐しています。自衛隊の法的協定がむすばれています。しかし地位協定はジブチの裁判権を侵害しており、日米地位協定以上の不平等条約になっています。このように西アジア不平等条約になっています。このように西アジアで派遣された自衛隊が、現地の人々の平和的生存に派遣された自衛隊が、現地の人々の平和的生存

④ 日本は、国際協調主義の立場からの積極的な平和外交を推進するべきでしょう。ここであらためて問われるのは、アメリカから自立した日本の外交をどう実践していくかだと思います。この講演で申し上げたかったのは、日本の憲法と改憲問題を、アジアという立場に自らの身を置と改憲問題を、アジアという視点から考えて、現行の日本国憲法を変えるべきではないし、またその必要はないとを変えるべきではないし、またその必要はないとかんがえています。ということで、後段の対談に

注

1 方法 が調査・研究を行うのか、一切の定めがないので 行うこと」とは、どのような状況において自衛隊 い同法四条が規定する防衛省所掌事務のうち、 の方法は、まったく規定されていません。じっさ 究」という形式をとることになるようです。 この派遣は、 隊を派遣することを検討するよう指示しました。 議で、ホルムズ海峡周辺のオマーン湾などに自衛 した「作用法」ではなく、 し防衛省設置法は、 組織法」です。そのため、 八号「所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を 首相は、 さらに調査・研究活動の期間、 装備などいずれも白紙です。 一九年一〇月一八日の国家安全保障会 防衛省設置法の規定する 組織の権限行使の方法を規定 組織の構成を規定する 自衛隊の調査・研究 国会が関与す 地理的制約、 「調査・研 第

表)をお読みください。
表)をお読みください。
表)をお読みください。
を表記みください。
を表記みください。

(2) 国際司法裁判所 (ⅠCJ) は、一九年一○月三日、アメリカの対イラン経済制裁について、イラン領内の個々の人々の健康と生活に深刻な害を与えかねないため、医薬品や飛行の安全など人道に関わるものについて、制裁を解除するよう命じました。しかしアメリカ政府がこの判断に従うか、いまのところ不明です。

日本国憲法の国際性の意義を再認識

清末 それでは、永山先生のご講演を受けまして、永山先生と私の対談に入っていきたいと思い

上げたいと思います。 対談に先立ち、ご講演に関する私の感想を申し

つなげたいとおもいます。

義・軍事主義は、それに加担した日本の人々の内意義がありますが、その中でも特に重要なものの一つは、国際的な公約という側面にも深く関係しています。大日本帝国時代の帝国主義・植民地主ています。大日本帝国時代の帝国主義・植民地にまず、永山先生のご講演は、国際的な公約としまず、永山先生のご講演は、国際的な公約としまず、永山先生のご講演は、国際的な公約とします。

市民講座 アジアから見た日本の改憲問題 2019年8月24日 (土) 主催:公益社団法人北海道地方自治研究所・憲法研究会

田に残り、それによって人々は著しく人間性を奪い知らされました。

思い知らされました。

こは、人間性を破壊されてきた日本の人々の内面には、人間性を破壊されてきた日本の人々の内面がした回復が十分に成し遂げられていない状態で、うした回復が十分に成し遂げられていない状態で、るという、非常に深刻な問題を現代の日本が抱えるという、非常に深刻な問題を現代の日本が抱えるということを、ご講演を通してあらためているということを、ご講演を通してあらためているということを、ご講演を通してあらためているということを、ご講演を通してあらためているということを、ご講演を通してあらためているということを、ご講演を通してあらためているということを、ご講演を通じていると思いました。

もう一つ印象深かったのが、日本国憲法が前文

おり、 思います。 境も含め、ナショナルを越える日本国憲法の理念 動いていくことが求められると思います。 める権利が私たち日本国民には当然に保障されて ならないはずですが、そうした外交の実践がなお る憲法であり、そのような憲法理念に相応しい外 を越えたところでの人権保障を目指すことができ についてもその意義を明確にお話しいただいたと を明記したことの意義です。 不十分であるならば、 「全世界の国民のための平和的生存権 現代においてはすでに行われていなければ 個人としても市民活動としてもその方向で 日本国憲法は本来的な意味で国民国家 日本政府に対して改善を求 物理的な意味での国 確

ながら考えていたところです。 平和的生存権を一つひとつ何らかの形で達成でき 本のNGOは基本的に、非武装であるからこそ、 民の平和的生存権」を市民としていかに達成して らす危険性があるのではないかと、 念をも否定し、対外的にもマイナスの効果をもた 今般の改憲に向けた動きは、 ると信じて活動してきたのだと思います。しかし、 ルでの民衆の非武装の実践にあると思います。日 先生などが長く提唱されてきた、国を越えたレベ いくかということが問題意識としてあると思いま な活動を様々なかたちで行ってきていますが、そ 根底には、 日 その中で非常に重要だと思うのは、 「本のNGOはこれまでも国境を越えた人道的 日本国憲法前文のいう「全世界の国 そうしたNGOの信 ご講演を聴き 太田一男

感念 民間への妨害をもたらす日本の政治動向を

清末 ご講演に関する私のコメントは以上です。

永山 NGOなどの民間団体が国境を越えて活動することについて言うと、国家ないし政府の立 積極的に支える立場、もう一つは、あえて積極的 にサポートはしないにしても、妨害もしないとい にサポートはしないにしても、妨害もしないとい に対ポートはしないにしても、妨害もしないとい に対ポートはしないにしても、が あえて積極的

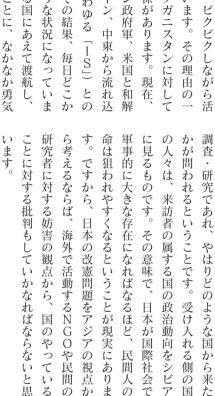
日本が今、もし改憲したり、あるいはペルシアの等の活動を損極的に支えることにならない。それはNG〇等の活動を積極的に支えることに対する積極これから取り組もうとしていることに対する積極のな国家の妨害になり、罪の重いことです。NGO等の活動を少なくとも妨害しないはペルシアの等の活動を少なくとも妨害しないはペルシアの等の活動を少なくとも妨害しないはペルシア

し、ビザを取得できる状況ではないからです。仮スタンに行けていません。治安情勢が非常に悪化しています。私は二○一五年を最後に、アフガニに基づく暴力の研究を自らの研究テーマの一つと信基 私は、アフガニスタンにおけるジェンダー

調査等の活動をするということに、 間で三つ巴が起きており、 米軍がバックにいるアフガン政府軍、 動しなければならないと思います。 がわいてきません。 しらで爆弾事件が起きるような状況になっていま んでくるイスラーム国 協議を行ってきたターリバーン、中東から流れ込 行ってきたことと大きな関係があります。現在、 このような状況下にある国にあえて渡航し、 多国籍軍がこの間アフガニスタンに対して (いわゆる「IS」) との その結果、 なかなか勇気 その理由の一 毎日どこか 米国と和解

に現在渡航できたとしても、

もう一つは、 目的が草の根の市民活動であれ



0

るべきか 現下のペルシア湾をめぐる情勢をどう理解す

シア湾やホルムズ海峡の問題について掘り下げて いきたいと思います。 次に、 先ほどの講演を引き継いで、ペル

だけないでしょうか お話しすることがありましたら、 まず永山先生から、 この問題について追加して 付け加えていた

清末愛砂氏

検討していることなどは、 おうとしている。こう見るのが妥当だと思います。 メリカの軍事的プレゼンスを支援する役回りを負 ンスがせめぎ合いになっているなかで、 洋地域において、アメリカや中国の軍事的プレゼ ルシア湾での有志連合構想への参加を前向きに 西アジア・東アフリカをふくめたインド その一つの現れです。 日本はア

> 洋地域に展開していく可能性はあります。 隊の哨戒機を飛ばすことは不可能ではありませ が初めてです。ここからペルシア湾までは、 に基地を設けています。 動などをインド洋でおこなっています。そのため よる海賊船の探査 日 そこで、日本の自衛隊が米軍と一緒にインド 日本の自衛隊は、 本はい . ま 海賊対策を理 他国の軍 東アフリカのジブチ共和国 海外の恒久的基地はこれ 隊 由として、 への情報提供 哨戒機 いの活

年に戻してみないとわかりません。 ペルシア湾周辺の問題は、 時計の針を二〇 五.

の経済制裁を止めるということになりました。 そしてイランが核開発を止める見返りにイランへ 意」(「包括的共同行動計画」)が締結されました。 ドイツ、ロシア、中国) ランと六カ国(アメリカ、イギリス、フランス、 を許さないという立場で介入し、一五年七月にイ の開発が続けられていましたが、 二〇一五年までイランでは核濃縮による核兵器 イラン核合意を結んだ当時のアメリカはオバマ の間で、 いわゆる「核合 アメリカがそれ

ランプ政権側は態度をかえないため、 に至ってしまったのです。 なかたちで問題を収束させようとしましたが、 ンは核合意の履行の一部停止を宣言して、穏やか いう立場に転換しています。 アメリカはイランに対する経済制裁をおこなうと 八年五月、一方的に合意から離脱しました。 政権でしたが、その後を継いだトランプ政権は これにたいしてイラ ・まの状況

36

表的で身勝手な判断です。 したがって、一九年六月以降のペルシア湾の局 面だけを見て、有志連合で対抗しようという判断 は、ボタンの掛け違いです。もう一度、イランが 核開発を止める代わりにイランを敵視するのも止 めるという一五年の合意の段階に立ち戻らない と、この問題は解決しないとおもいます。有志連 と、この問題は解決しないとおもいます。同志連 と、この問題は解決しないとおもいます。同志連 と、この問題は解決しないとおもいます。同志連 と、この問題は解決しないとおもいます。同志連 と、この問題は解決しないとおもいます。同志連 と、この問題は解決しないとおもいます。同志連 と、この問題は解決しないとおもいます。同志連 と、この問題は解決しないとおもいます。 があるという一国主

日本のあるべき外交を考える

清末 先ほどの講演の中で、アメリカから自立れるものです。

第二項の要請にも沿うものです。
交が非常に重要です。それは日本国憲法第九八条国際法、特に国際人権法を遵守するかたちでの外国のである。

て国際的な批判を免れてきました。
きた国ですが、アメリカに支えられることによっる国際人権法・国際人道法への違反をくり返してがあります。イスラエルはこれまでありとあらゆがあります。イスラエルはこれまでありとあらゆ

が、同法違反をくり返すイスラエルを支えるアメ国際人権法の遵守という観点から言えば、日本

す。この点についてはいかがでしょうか。とかけ離れた状態になるのではないかと思いま憲法第九八条第二項が要請する外交姿勢から大きリカに追従していくような外交を行うこと自体、

永山 アメリカ・イスラエル関係は、イラン・エルも実質的な当事者になっています。ですからアて攻撃的な態度をとり続けています。ですからアで攻撃的な態度をとり続けています。ですからアはないかとイランの間の対立関係においして攻撃的な態度をとり続けています。ですからアスリカとイランの間の対立関係において、イスラエルも実質的な当事者になっています。

きです。それが憲法のもとめる外交の姿だとおも りと示すだけでなく、 本は、 議)。 スラエルにたいする非難決議をくり返してあげて 13 います(たとえば一八年六月一三日国連総会決 自決権を侵害しており、国際法違反だとして、イ なっていることは、 さないよう、これまで以上につよく働きかけるべ います。 国連総会は、 国際法や国際人権を遵守する国として、日 イスラエルに対する批判的な立場をはっき イスラエルがパレスティナでおこ パレスティナの人々の人権と 同国が国際法違反をくり返

大学での軍事研究にどう歯止めをかけるか

月~八月、長期にわたる攻撃が行われました(ガ清末 パレスティナのガザでは、二〇一四年七

ティ関連の協力も含まれていました。 日本貿易振興機構 (ジェトロ) や新エネルギー・ 住本貿易振興機構 (ジェトロ) や新エネルギー・ とのビジネスや技術協力関係の強化を図るための とのビジネスや技術協力関係の強化を図るための とのビジネスや技術協力関係の強化を図るための とのビジネスや技術協力関係の強化を図るための さればいました。

とを平気でやっていたのです。を越えた平和的生存権の確認」に反するようなこいエルサレムで、日本国憲法の前文にある「国境生命が奪われているガザからそれほど離れていなこのように、日本は、封鎖下の攻撃により人の

永山 そこには、イスラエルに対する武器輸出特軍事技術の移転という問題も含まれていますね。何の躊躇もなく進めてしまう研究者が増えてきて何の躊躇もなく進めてしまう研究者が増えてきています。永山先生が所属されている大学も大変ないます。

永山 全国の科学者や研究者がつくる日本学術研究に関する声明」)。

ぎ合いが見られます。わたしの所属する東海大学大学に回しています。いま全国でこの両者のせめで軍事研究を進めようとして、多額の研究資金をしかし防衛省や防衛装備庁の側は、大学と共同

針とする大学が増えてきています。出し、あるいは軍事研究をおこなわないことを方のおかげで、軍事研究にたいして否定的な声明をしかし現在は、多くの大学人と学術会議の努力

清末 やはり憲法第九条の存在が、研究者が軍事研究に向かわないようにするための大きな歯止めの役割を果たしてきたと思います。自民党の改憲案が目指している、九条への自衛隊の明記は、そのような従来の常識を覆してしまうことにもなるので、非常に気をつけなければならないと思っています。

国家の存在意義とは何か

清末 最後に、「国家は何のために存在するの 平和的生存権を謳っています。この点については でも国家の存在を認める理由とはどこにあるの でも国家の存在を認める理由とはどこにあるの か。私の場合、それはただ一つ、人権を守るため です。国民の枠を越えて、日本に住むあらゆる人 たちの人権を守ることです。繰り返しになります たちの人権を守ることです。繰り返しになります が、日本国憲法は、「国家は何のために存在するの 平和的生存権を謳っています。この点については

清末

これにて対談および本日の市民講座を終

いかがでしょうか。

とき、 とです。それが公権力の存在意義だと思っていま どうあるべきだったのか、ということも重要です。 その脅しに乗っかって展示を止めさせようとした う芸術イベントで、一部の企画展が中止に追い込 人々のための防波堤になり、 ればならないのは、警察や司法の力も使いながら、 れます。 ことを愛知県が適切に実行できたかどうかが問わ 者のために、その脅しをはね除けるために必要な 権力者がいたことですが、 き起こした原因は、暴力で主催者を脅した人や、 まれるという事件が発生しました。この問題を引 公権力は人権を守るためにつくられているもので 永山 この事例で脅しがあったとするならば、展示 国であれ 「あいちトリエンナーレ2019」とい 人々の人権や権利を脅かすものが現れた 自治体であれ、公権力がしなけ 愛知県は公権力として 生命や安全を守るこ

清末さんからもご指摘があったとおり、国家は 人々の自由や権利を守るために存在しているもの です。ですから、国家権力がなくなれば個人は直 です。ですから、国家権力がなくなれば個人は直 国家権力がなければ、誰もその脅かされている人 を守れないからです。自由や人権を脅かすものを 排除・処罰し、それらを守ることの支えになるの が国家の本来的な役割だとおもいます。

がとうございました。
了したいと思います。長時間のご清聴、誠にあり

·民講座の内容をまとめたものです。本稿は、二〇一九年八月二四日に開催した

市

文責・編集部